

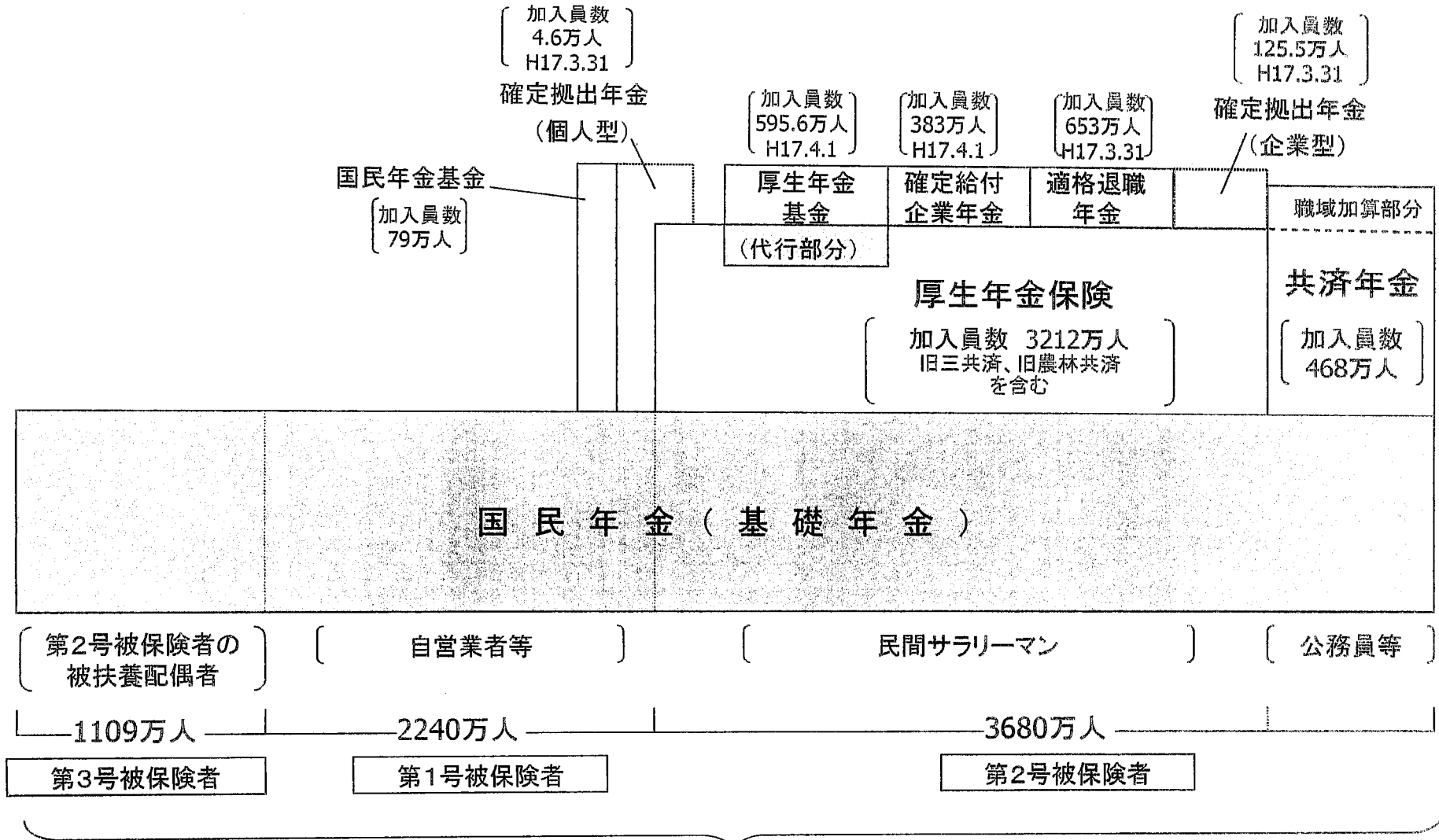
被用者年金一元化に関する論点整理

(参 考 資 料)

- ・ [資料1] 年金制度の体系 1
- ・ [資料2] 公的年金制度の一元化に向けてのこれまでの取組み 2
- ・ [資料3] 被用者年金制度の一元化等に関する関係省庁連絡会議の設置について . 4
- ・ [資料4] 保険料率（掛金率）の引上げ見通し 6
- ・ [資料5] 各制度の保険料率、職域部分を除いた場合の保険料率 7
- ・ [資料6] 被用者年金制度の保険料（掛金）率の推移 8
- ・ [資料7] 共済の保険料率（1～3階部分）を機械的に毎年0.354%ずつ引き上げ
続けた場合の共済の1・2階部分の保険料率 9
- ・ [資料8] 厚生年金と共済年金の主な相違点について 10
- ・ [資料9] 遺族共済年金の転給制度について 22
- ・ [資料10] 各制度の事務組織 23
- ・ [資料11] 公的年金制度一覧 24
- ・ [資料12] 被用者年金制度の積立金運用について 26
- ・ [資料13] ポートフォリオ（資産構成割合） 28
- ・ [資料14] 運用実績 29
- ・ [資料15] 共済年金の職域相当部分について 30
- ・ [資料16] 公務員の義務等 31
- ・ [資料17] 民間の3階部分（企業年金）の状況 32
- ・ [資料18] 欧米主要国における公務員年金制度 33
- ・ [資料19] 旧三公社及び農林共済の厚年統合時における「職域部分」の取扱い . 35
- ・ [資料20] 国家公務員共済年金における追加費用の概要 36
- ・ [資料21] 地方公務員共済年金における追加費用の概要 37
- ・ [資料22] 追加費用総額の推移（実績と見込み） 38
- ・ [資料23] 共済の福祉施設の状況 39

年金制度の体系

(数値は、注釈のない限り平成16年3月末)

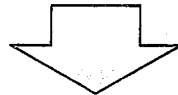
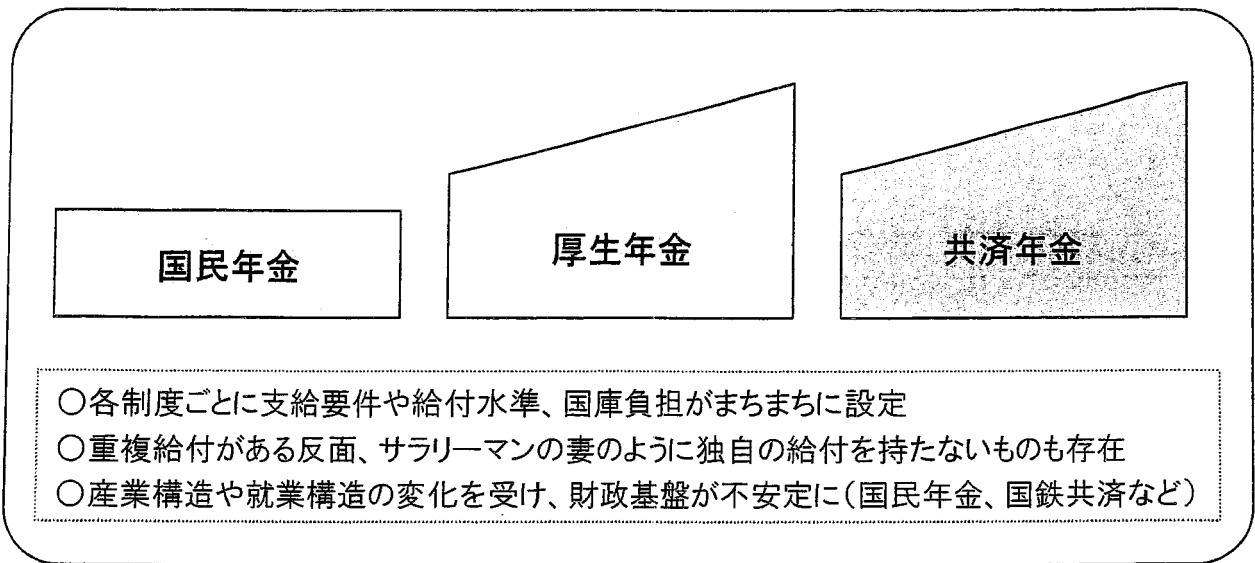


7029万人

※厚生年金基金、確定給付企業年金及び私学共済年金の加入者は、
確定拠出年金(企業型)にも加入できる。
※国民年金基金の加入者は、確定拠出年金(個人型)にも加入できる。

公的年金制度の一元化に向けてのこれまでの取組み

【昭和60年改正前】

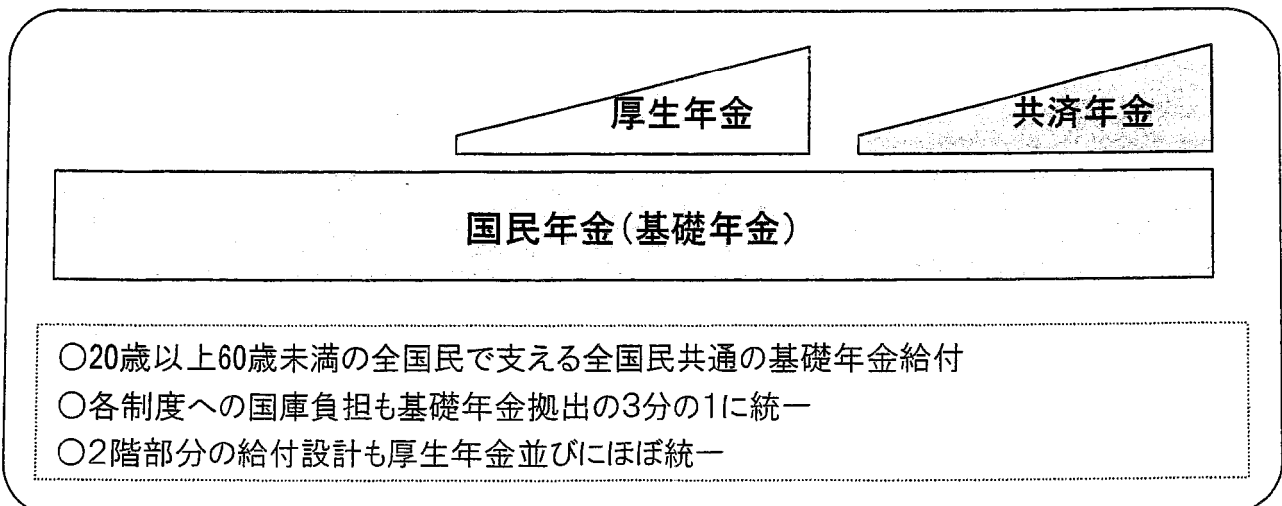


【昭和59年2月閣議決定「公的年金制度の改革について」】

公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、次のような改革を推進

- 1 国民年金を共通の基礎年金を支給する制度とし、厚生年金と共済年金は上乘せの報酬比例年金給付を行う制度とする(昭和61年度から実施)
- 2 昭和61年度以降は、以上の措置を踏まえ、給付と負担の両面において制度間調整を進め、これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和70年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。

【昭和60年改正後】



【その後の取組み】

- 平成2年～8年 被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法(制度間調整法)による制度間調整の実施
- 平成8年3月 「公的年金制度の再編成の推進について」閣議決定
- 平成9年度 旧公共企業体(JR、JT、NTT)共済組合を厚生年金に統合
- 平成14年度 農林漁業団体職員共済組合を厚生年金に統合

- 平成9年度～ 基礎年金番号の導入

【平成13年3月閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」】

- 1 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める
 - ① 農林漁業団体職員共済組合：平成14年度に厚生年金に統合
 - ② 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合：両制度の財政単位の一元化
 - ③ 私立学校教職員共済：次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しの検討、被用者年金制度における位置付けについての検討
- 2 さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟していく21世紀初頭の間結論が得られるよう検討を急ぐ。

【現在の状況】

国家公務員共済組合、地方公務員共済組合

両制度の財政単位の一元化を図るための法律が成立(平成16年10月実施)

- ・両制度の保険料率を平成21年に向け段階的に一本化
- ・両制度間で財政調整を実施

私立学校教職員共済

- ・他の被用者年金制度と同じ引上幅で保険料率を引上げ(平成17年4月実施)
- ・被用者年金制度における位置付けについて検討

※共済制度では法律に基づき、保険料率は定款で定めることとされている。

被用者年金制度の一元化等に関する関係省庁連絡会議の設置について

平成17年10月3日
関係省庁申合せ

1. 厚生年金及び共済年金の制度間における給付や負担の水準の相違等、被用者年金制度の一元化を進める上での課題に関する処理方針等を検討するため、被用者年金制度の一元化等に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長 内閣官房副長官補
構成員 内閣官房内閣審議官
内閣官房内閣審議官（厚生労働省大臣官房審議官（年金担当））
内閣官房内閣審議官（社会保険庁運営部長）
総務省自治行政局公務員部長
財務省主計局次長
文部科学省高等教育局私学部長
厚生労働省年金局長
3. 連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名した官職にある者とする。
4. 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。
5. 連絡会議及び幹事会の庶務は、厚生労働省その他の関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
6. 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

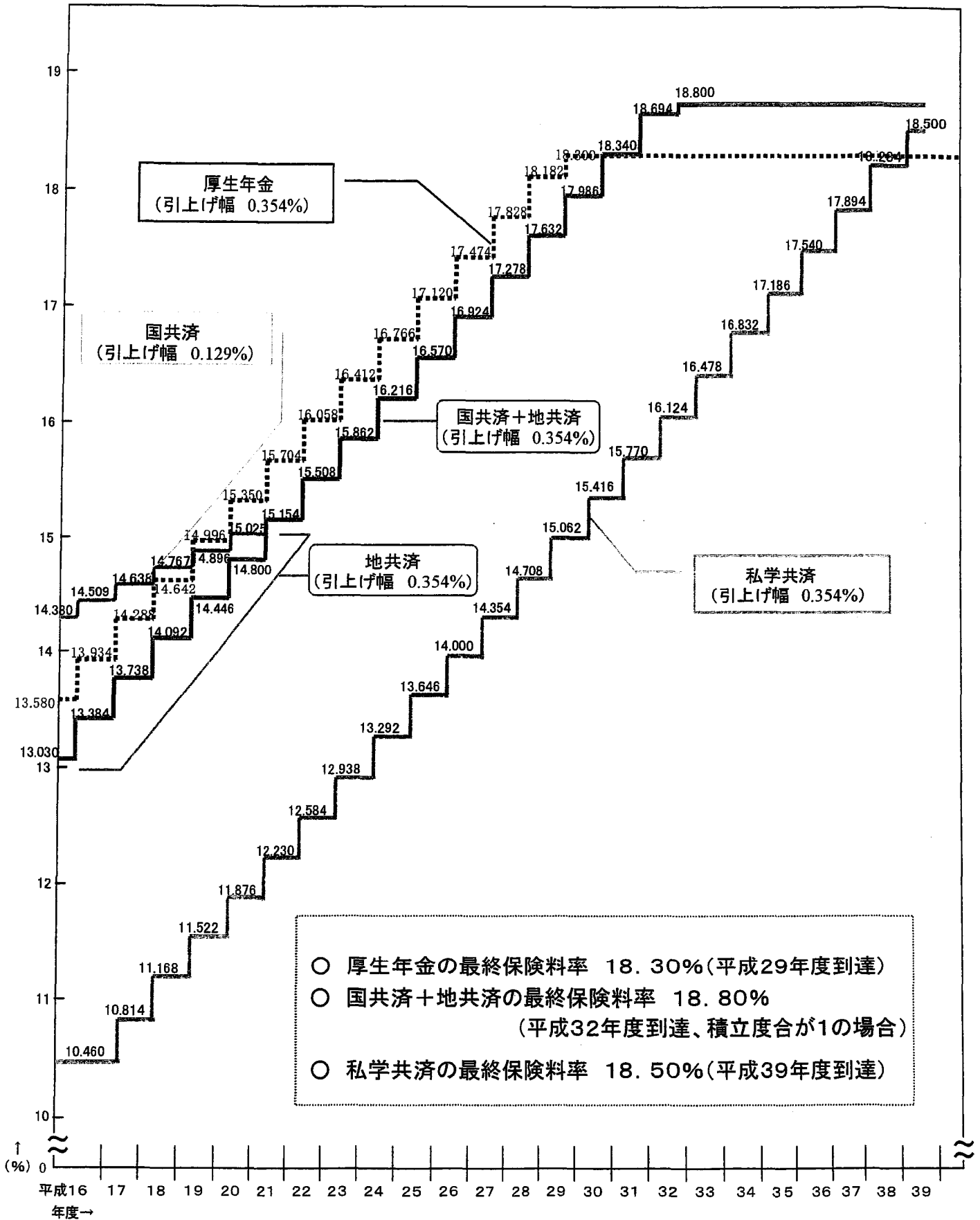
(参考)

幹事会構成員

議 長	内閣官房内閣審議官 内閣官房内閣審議官 (厚生労働省大臣官房審議官 (年金担当))
構成員	内閣官房内閣参事官 総務省自治行政局公務員部福利課長 財務省主計局給与共済課参事官 (共済担当) 文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室長 厚生労働省年金局年金課長 社会保険庁運営部企画課長

保険料率(掛金率)の引上げ見通し

(平成17年4月現在)



- 厚生年金の最終保険料率 18.30%(平成29年度到達)
- 国共済+地共済の最終保険料率 18.80%
(平成32年度到達、積立度合が1の場合)
- 私学共済の最終保険料率 18.50%(平成39年度到達)

(注) 積立度合 = 前年度末積立金 / 当該年度支出

○ 各制度の保険料率 (%)

	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
2005年度	14.288	14.638	13.738	10.814
将 来	18.3	18.8		18.5
	2017年度以降	2020年度以降		2027年度以降

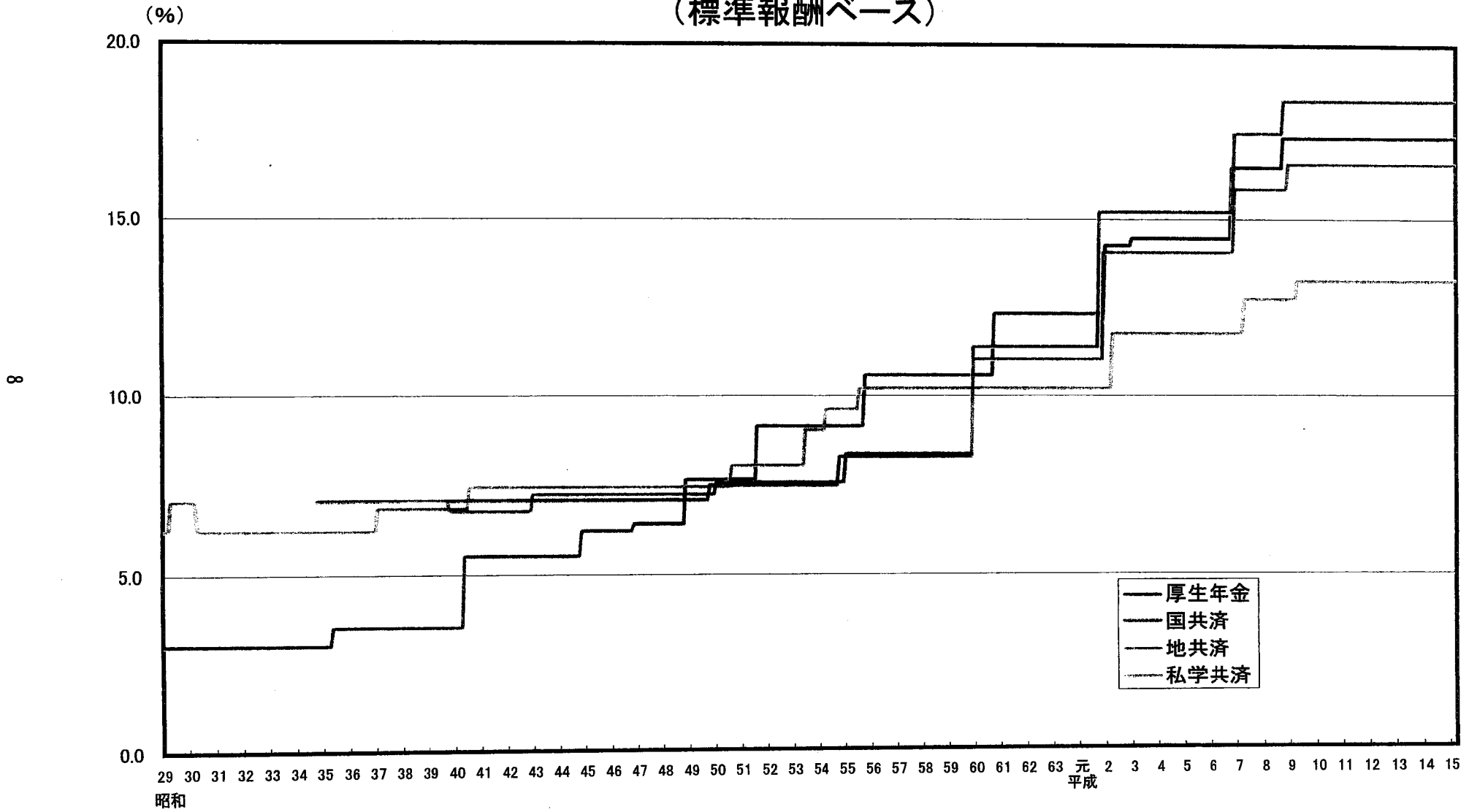
○ 職域部分を除いた場合の保険料率 (%)

	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
2005年度	14.288	13.5	12.7	9.9
将 来	18.3	16.5~16.8		16.2~16.6
	2017年度以降	2020年度以降		2027年度以降

(注) 1階部分は賦課方式で賄うものとして基礎年金拠出金相当保険料分を先取りし、残りの料率を当該年度の2階部分と3階部分の給付費で按分することにより機械的に算出している。

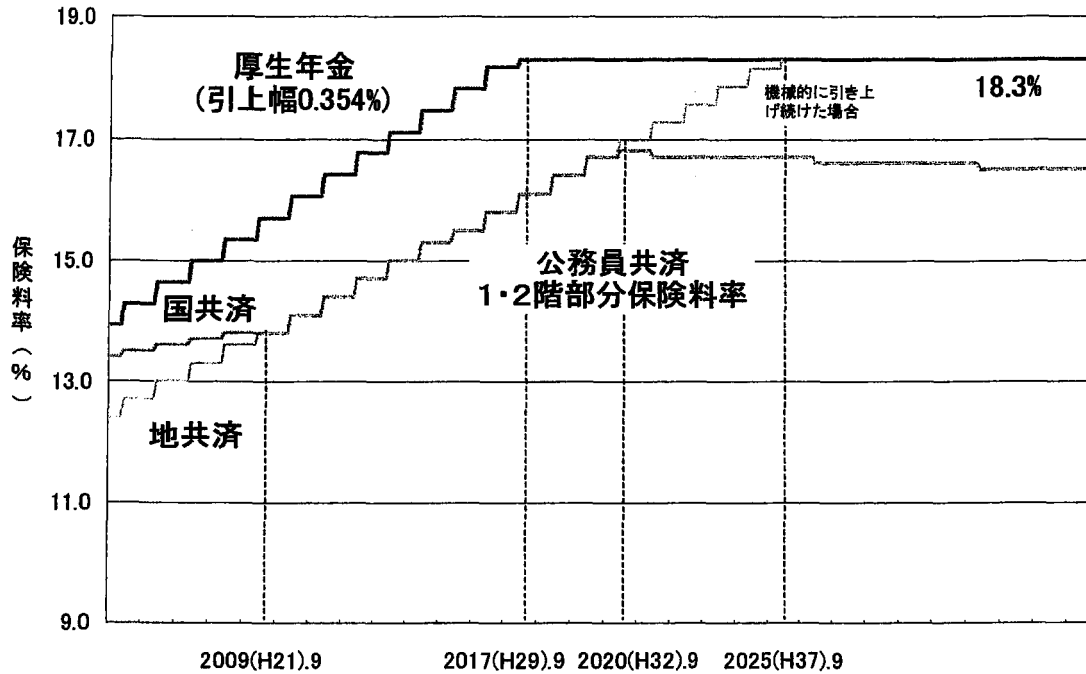
(出典：社会保障制度審議会年金数理部会資料)

被用者年金各制度の保険料(掛金)率の推移 (平成15年3月以前) (標準報酬ベース)

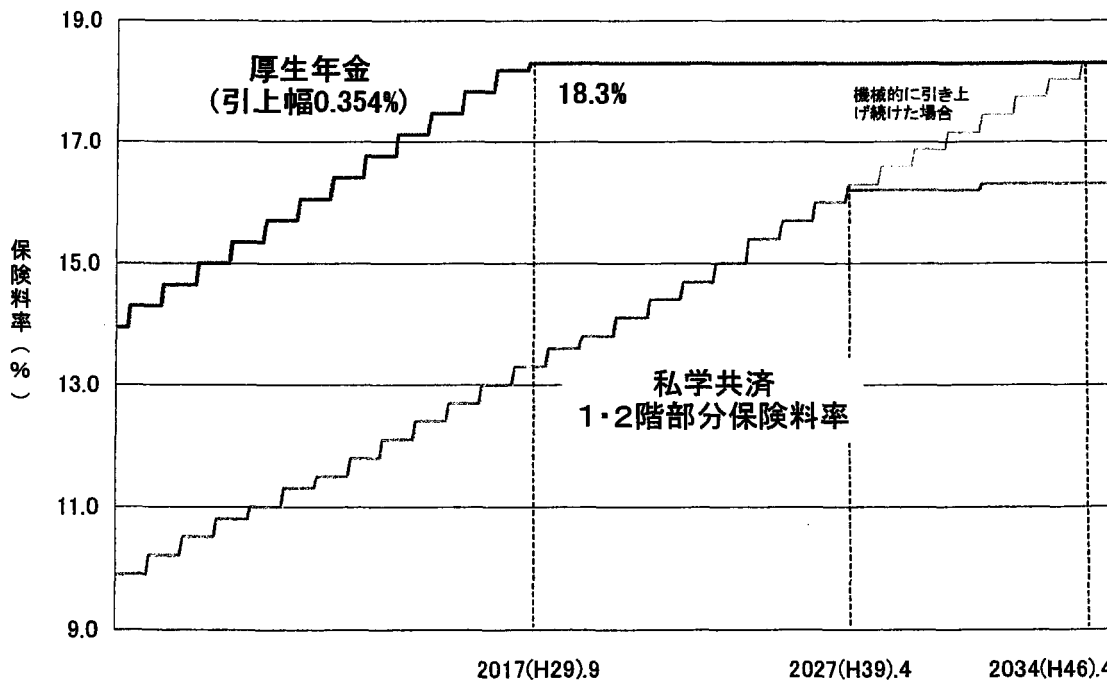


共済の保険料率（1～3階部分）を機械的に毎年0.354%ずつ 引き上げ続けた場合の共済の1・2階部分保険料率

○公務員共済



○私学共済



(注) 1. 共済の1・2階部分保険料率は社会保障審議会年金数理部会に示された試算による。

2. 機械的に引き上げ続けた場合の保険料率引上幅として、公務員共済は2009(H21)年9月から2019(H31)年9月までの年平均、私学共済は2005(H17)年4月から2026(H38)年4月までの年平均を使用。